県民・事業者に対する要請内容等について(案)

- ▽ 県内の感染者が増加傾向にあることから、**飲食、外出・移動**に関する**県民・事業者への要請内容を追加**
- → 1月14日から、飲食時の人数制限、感染拡大地域への移動自粛など、リスク回避行動を要請

地域	対象	令和4年 1月14日 以降に新たに要請する内容	
県全域	県民 飲食 外出・移動	 飲食店等を利用する際には、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛すること 特に、緊急事態措置区域・まん延防止等重点措置地域など感染が拡大している地域への 不要不急の移動を自粛すること 	
	飲食店	○ 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避ける こと (「選ぶ!選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」による認証の状況に関わらない要請)	

※ ブレークスルー感染を含む急速な感染拡大を考慮し、ワクチン・検査パッケージ制度の適用等による制限の緩和は行わないこととする。

県民への要請内容【県内全域】

現 行 1月14日以降

【法24条第9項に基づく要請】

- 感染不安を感じる無症状の県民は、検査を受検すること
- ワクチン接種の有無に関わらず、感染リスクの高い行動を控える とともに、日常生活における基本的な感染防止策を徹底すること
- 会食・食事を伴う行事では、会話の際のマスク着用を徹底する
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を厳に控えること (宅配・テイクアウトを除く)
- 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること

【法24条第9項に基づく要請】

- 飲食店等を利用する際には、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛すること 特に、<mark>緊急事態措置区域・まん延防止等重点措置地域</mark>など 感染が拡大している地域への不要不急の移動を自粛すること
- ※ ブレークスルー感染を含む急速な感染拡大を考慮し,ワクチン・ 検査パッケージ制度の適用及び対象者全員検査の実施による行動 制限の緩和は実施しない。
- 感染不安を感じる無症状の県民は、検査を受検すること【継続】
- ワクチン接種の有無に関わらず、感染リスクの高い行動を控えるとともに、日常生活における基本的な感染防止策を徹底すること 【継続】
- 会食・食事を伴う行事では、会話の際のマスク着用を徹底すること【継続】
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を厳に控えること (宅配・テイクアウトを除く)【継続】
- 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること 【継続】

(県有施設を含む)

現行 1月14日以降 【法24条第9項に基づく要請】 【法24条第9項に基づく要請】 ○ 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること ※「選ぶ!選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」による 認証の状況に関わらない要請 ※ ブレークスルー感染を含む急速な感染拡大を考慮し、認証店に おけるワクチン・検査パッケージ制度の適用及び対象者全員検査の 実施による行動制限の緩和は実施しない。 ○ カラオケ設備を提供する場合は、利用者の密の回避、 ○ カラオケ設備を提供する場合は、利用者の密の回避、 **こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用**勧奨等、 **こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用**勧奨等、 基本的な感染防止策を徹底する 基本的な感染防止策を徹底する【継続】 ○ 利用者へのマスク会食実施の周知、正当な理由なく応じない ○ 利用者へのマスク会食実施の周知、正当な理由なく応じない 利用者の入場禁止(退場を含む) 利用者の入場禁止(退場を含む)【継続】 ○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理等、発熱等有症状者の ○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理等、発熱等有症状者の 入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、 入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、 施設の換気等 施設の換気等【継続】 ○ アクリル板の設置等、CO₂センサーの設置、業種別ガイドライン ○ アクリル板の設置等、CO₂センサーの設置、業種別ガイドライン の遵守を徹底 の遵守を徹底 【継続】

イベント主催者等への要請内容【県内全域】(現行の内容を継続)

要請	1月14日以降							
事前 手続等	① 「 大声なし 」※1の「 5,000人超 かつ 収容率50%超 」で開催する場合は、 <mark>「感染防止安全計画」</mark> ※2を策定し、 県に提出 ② ①以外の場合は、 主催者がチェックリストを公表							
	①「 感染防止安全計画 」を策定しないイベント(②以外) 以下の人数制限・収容率のいずれか 小さい方 【継続】							
	人数上限	収容率						
開催	5,000人又は 収容定員50%以内 の いずれか大きい方	大声なし 100%	大声あり 50%					
制限等	②「大声なし」の「5,000人超かつ収容率50%超」で「感染防止安全計画」を策定・県の確認を受けたイベント							
法24条9項	人数上限		字率					
の要請	収容定員まで	100%						
感染 防止等	○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCOA)、みやぎお知らせコロナアプリ(MICA)の導入・名簿作成などの追跡対策を徹底すること○ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや人数上限・収容率の見直し等を行った場合には、国に準じて対応すること(法24条9項の要請)							

- ※1「大声」: 観客等が(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること
- ※2「感染防止安全計画」: 大規模イベント主催者が、飛沫抑制、手洗・消毒等に係る7項目について具体的な感染防止策を記載する計画

その他の要請内容【県内全域】 (現行の内容を継続)

対象	1月14日以降				
そ 施 設 の	 (全ての施設) ○ 業種別ガイドラインの遵守(法24条第9項)【継続】 (令11条第1項に規定するイベント関連施設や商業施設、遊興施設等) ○ カラオケ設備を提供する場合は、利用者の密の回避、こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用勧奨等、基本的な感染防止策を徹底する【継続】 	県有施設を含む			
事業者	○ 在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会の低減に努めること【継続】○ 従業員等に対し、飲食を伴う懇親会等を開催する場合は、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるとともに、感染防止対策を徹底するよう求めること【継続】○ 休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含めた感染防止対策を徹底すること【継続】				
大学等	 ○ 学生に対し、飲食を伴う行事等を開催する場合は、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるとともに、感染防止対策を徹底するよう求めること【継続】 ○ 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること【継続】 ○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について学生等に注意喚起を徹底すること【継続】 ○ 学校内での行事は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること【継続】 				